

平成 26 (2014) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法 (商法)

第 1 問

公開会社である株式会社において、設立時発行株式総数が定款に記載された発行可能株式総数の 4 分の 1 を下回ることができないとされ (会社法 37 条 3 項)、定款変更時にも、当該定款変更の効力発生時において発行可能株式総数は発行済株式総数の 4 倍を超えることができないとされている (会社法 113 条 3 項) のはなぜか、簡潔に説明しなさい (5 行程度)。

第 2 問

最高裁判例は、選任決議を欠くものの、取締役就任登記について明示または黙示に承諾を与えていた「登記簿上の取締役」について、取締役としての第三者に対する責任 (会社法 429 条 1 項) を認めているが (最判昭和 47 年 6 月 15 日民集 26 卷 5 号 984 頁)、それはどのような法律構成によるものか、根拠条文とともに簡潔に説明しなさい (5 行程度)。

第 3 問

株式会社において、純資産額が 300 万円を下回る場合には剰余金の配当ができない (会社法 458 条) とされている理由について、簡潔に説明しなさい (5 行程度)。

第 4 問

3 名の取締役 ABC がいる株式会社 (委員会設置会社ではない) において、このうち AB については取締役の報酬に関する株主総会決議 (会社法 361 条 1 項) があったが、C についてのみそれがなかった場合、C は会社に対して取締役としての報酬を請求できるかどうか、簡潔に説明しなさい (5 行程度)。この会社には、取締役の報酬についての定款の定めはないものとする。

第 5 問

株式会社が別の株式会社を吸収合併する際に、存続会社において株主総会特別決議による合併契約の承認が不要とされるのはどのような場合か、そのそれぞれについて根拠条文とともに趣旨を簡潔に説明しなさい (あわせて 5 行程度)。